

川崎市における教科用図書の採択地区について

1 採択地区の設定に関する規定等

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 16 条一抜粋一

- ・ 政令指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、指定都市の区の区域又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。
- ・ 政令指定都市の教育委員会は、採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

○ 国の通知等

- ・ 《教科書制度の改善について：検討のまとめ（平成 14 年 7 月 31 日教科用図書検定調査審議会）》一抜粋一

教科書の採択地区は、地域の実状等を踏まえ、適切な範囲に設定することが必要である。このような観点から、近年、採択地区の小規模化が進みつつあるが、現行制度上、市又は郡単独でも採択地区を設定できることとなっているのに対し、実際にはより広い区域に採択地区が設定されており、制度上、必要があれば更に小規模化することも可能な状況にある。都道府県教育委員会は、今後とも、各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努める必要がある。

- ・ 《規制改革推進のための 3 か年計画（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）》一抜粋一

公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討する。よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。

- ・ 《教科書採択の改善について（通知）（平成 24 年 9 月 28 日文部科学省）》一抜粋一

① 採択地区の適正規模化

各市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえ、採択地区がより適切なものとなるよう不断の見直しに努めること。

② 市町村教育委員会と採択地区との関係明確化

無償措置法第 13 条 4 項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号が規定する教科書の採択の権限の行使について特別の定めをしており、採択地区内の市町村教育委員会は、無償措置法第 13 条 4 項の規定による協議の結果に基づいて、同一の教科書を採択する必要がある。

そのため、義務教育諸学校の教科書の採択に当たり、採択地区が複数の市郡を合わせた区域である場合には、採択地区協議会などにおける市町村教育委員会間の協議に

当たって、協議が調わない場合の再協議の手続きや、最終的な合意形成の方法をあらかじめ教育委員会間の調整のもと定めるよう指導するとともに、協議が調わない場合には適切な指導・助言を行い、採択地区内で同一の教科書になるよう指導に努めること。

・ 《教科書採択の改善について（意見まとめ）（平成 25 年 12 月 26 日中央教育審議会初等中等教育分科会）》－抜粋－

採択地区の設定単位の柔軟化について

- ① 近年の市町村合併の進行により、一つの郡を構成する町村の数が減るとともに、一つの郡の人口規模も小さくなり、また、町村が飛び地になっている群が生じるなど、群という行政区画は変質しつつある。このような中、採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改めることは、群の区域にかかわらない柔軟な採択地区の設定を可能とし、妥当である。
- ② 採択地区の設定について権限と責任を有する都道府県教育委員会においては、今回の制度改正の趣旨をいかし、市町村教育委員会の教科書の研究能力等を総合的に勘案し、適切な採択地区の設定を行うことが必要である。その際、特に、共同採択が小規模な町村の採択事務において果たしている役割に留意しつつ、そもそもの採択権限を有している市町村教育委員会の意向を十分に踏まえなければならない。

※ 1 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

※ 2 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 12 条（改正前）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 12 条（平成 26 年 4 月 16 日改正）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

※3 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2～3 略

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

以下 略

※4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号(改正前)

(教育委員会の職務権限)

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～五 略

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

以下 略

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号(平成26年6月20日改正)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～五 略

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

以下 略

2 小・中学校における教科用図書の採択手順

- ・ 教育委員会が教科用図書選定審議会に教科書の調査審議を諮問する（フロー図の①）とともに、各教科の調査研究会（フロー図の②）及び各学校に対して調査研究（フロー図の③）を依頼する。
- ・ 各学校では校内検討委員会で全ての教科用図書に関して調査研究を行い、編集・内容等の項目について調査内容をまとめ、校長名で調査研究会に報告する（フロー図の④）。
- ・ 調査研究員により構成された調査研究会が、各学校から提出のあった調査研究報告（フロー図の④）を参考に調査研究を行い採択地区ごとにとりまとめる（フロー図の⑤）とともに、調査研究会独自に教科用図書に係る報告書を作成する（フロー図の⑥）。
- ・ 教科用図書選定審議会では、調査研究会からの採択地区ごとの報告を参考にするとともに、教科用図書選定審議会の立場で調査審議し、教育委員会へ答申する（フロー図の⑦）。
- ・ 教育委員会は、この答申を参考にする一方、教育委員の独自の視点で教科書を調査し、教育委員会の責任と権限において教科書採択を実施する。
- ・ 教科書採択においては、地区の特色を把握した上で、さまざまな観点から総合的に検討して採択を行っている。

小・中学校における教科用図書の採択手順

